

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成 2 5 年 (受) 第 2 3 3 4 号

決 定 日 平成 2 6 年 8 月 2 6 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷

裁 判 長	山	崎	敏	充
裁 判 官	岡	部	喜 代	子
裁 判 官	大	谷	剛	彦
裁 判 官	大	橋	正	春
裁 判 官	木	内	道	祥

当 事 者 等 別紙当事者目録記載のとおり

原 判 決 の 表 示 東京高等裁判所平成25年(ネ)第2940号(平成25年7月23日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由


本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年8月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 白 井 千 浪 (印)

当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	松 井 創

これは正本である。

平成 26 年 8 月 26 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

白井千浪

